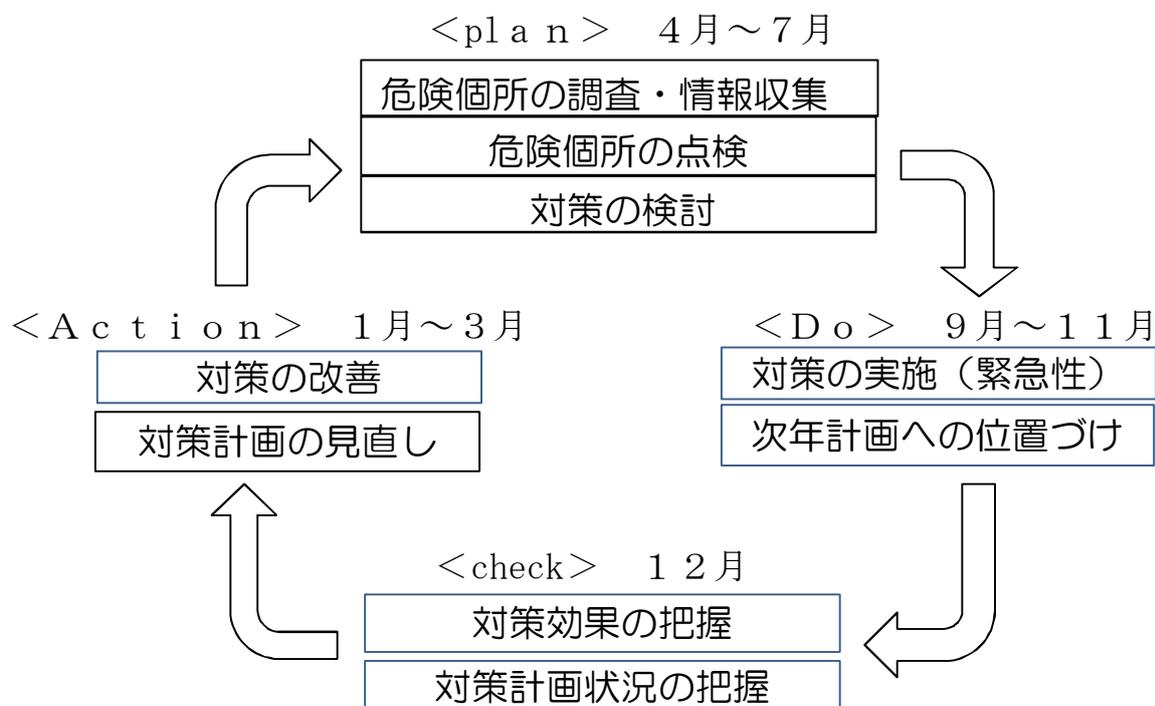


3 基本的方針

(1) 基本的な考え方

継続的・計画的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実に努めます。

これらの取組を以下のPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。



(2) 定期的な合同点検：P

① 合同点検の実施時期

各学校から収集した危険箇所をもとに、年1回、夏季休業中に行います。

② 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

③ 合同点検には、警察、道路管理者、学校（PTA含む）、自治会等が参加して行います。

(3) 対策の検討：P

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通指導の強化のようなソフト対策など対策必要箇所に応じた具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施：D

対策の担当を明確にするとともに、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。また、長期的な見通しのもと改善を図る必要な箇所は、年次計画に位置づけます。

(5) 対策果の把握：C

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に効果が上がっているのか、児童生徒は安全になったと感じているのかを確認します。

- ・現場での登校状況の確認
- ・学校関係者からの聞き取り

(6) 対策の改善・対策計画の見通し：A

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善を図るとともに、通学路安全推進会議にて対策の成果と課題について検討します。

4 個所図、個所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、町のホームページで公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧

別添② 対策箇所図